

DELL TECH-CL V【A2343】

(Dell Technologies Inc.)

を保有されている投資家の皆様へ
ー組織再編成に伴う株式交換＜課税関係の変更＞のお知らせー

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、DELL TECH-CL V の組織再編成に伴う株式交換につきまして、現地保管機関より課税関係の変更通知がございましたのでご案内申し上げます。(太字下線部参照)

また、弊社は、下記第4項の選択のお取次ぎを行わないため、②株式条件のお取扱いとさせていただきます。

なお、日程・内容等は現地保管機関の通知に基づくものであり、今後変更となる可能性もございます。今後の動向につきましては、追加情報を入手次第ご案内申し上げます。

詳細につきましては、下記のとおりです。

敬具

記

1. 現地効力発生日 : 2018年12月28日
2. 現地分配開始日 : 2019年1月2日
3. 組織再編成の内容 : Dell Technologies Inc.が組織再編成に伴い、新たに設立される同社の完全子会社と合併する。
4. 株式交換の内容 : 以下の2条件が提示されております。
 - ①現金条件
弊社は選択の取次ぎを行わないため、内容を割愛させていただきます。
 - ②株式条件
DELL TECH-CL V 株式1株を DELL TECHNO-CL C 株式 (A0992) 1.8066株と交換する。
5. 主な実施条件 : 2018年12月11日開催の株主総会における承認
⇒承認されました。

6. 課税関係

: 現地: 源泉徴収課税あり

株式交換で発生した 1 株未満部分の株式は、現地にて売却の上、その売却代金の一部に対し、配当所得として現地源泉税 10%が課せられる。但し、現地源泉税は、米国籍かつ W-9 徴収登録ありの場合は 0%、米国籍かつ W-9 徴収登録なしの場合は 24%、海外転出者の場合は 30%となる。

(前回通知: 合併の対価として交付される現金部分の支払い(株式交換の際に発生する 1 株未満株式の売却代金を含む)に対し、配当所得として現地源泉税 10% (但し、米国籍かつ W-9 徴収登録ありの場合は 0%、米国籍かつ W-9 徴収登録なしの場合は 24%、海外転出者の場合は 30%) が課せられる可能性あり)

国内: 源泉徴収課税なし

7. 弊社取扱

: お客様が弊社を通じて株式交換の内容をご選択いただくことは出来ません。お客様におかれましては、上記第 4 項の条件②株式条件のお取扱いとさせていただきます。

8. その他

- : ・ 本株式交換により生じた 1 株未満株式については、現地にて売却の上、その売却代金の一部に課せられる現地源泉税を控除した上で円貨にて売却代金をお支払い致します。
- ・ 入庫される DELL TECHNO-CL C 株式は、特定口座非対象残高となります。
 - ・ DELL TECHNO-CL C 株式は、ニューヨーク証券取引所に上場しています。
 - ・ 本組織再編成が完了したため、DELL TECH-CL V 株式は現地 2018 年 12 月 28 日付でニューヨーク証券取引所より上場廃止となりました。

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。
本資料は、投資勧誘を目的として作成したのではなく、情報提供を目的としたものであります。

以上

大和証券株式会社